

2019年2月28日

県内経済（経営者）団体
代表者 様

日本労働組合総連合会
山梨県連合会（連合山梨）
会 長 萩原 雄二



要 請 書

日頃より連合山梨の諸活動に対しご理解とご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

連合山梨は「人的投資の促進」「ディーセント・ワークの実現」「包摂的な社会の構築」「経済の自律的成長を目指す」ことを目標に、『いまこそブレイクスルー！すべての労働者の処遇改善と働き方の見直し！』をスローガンに掲げ、現在『2019春季生活闘争』と『2019政策・制度実現』を運動の両輪として取組みを進めております。

わが国の経済はアメリカにおける自国第一主義ともいえる保護主義貿易の進展による対中国を中心とした貿易摩擦や関税拡大による影響と混乱、先進国による賃金の伸び悩みなどの懸念材料はありつつも引き続き穏やかな成長を見込んでいます。

また、国内需要はきわめて緩和的な金融環境や政府支出による下支えなどを背景に増加基調をたどると予測されており、消費者物価指数も2%に向けて徐々に上昇率を高めていくと予想されています。

県内経済においては、景気は穏やかに拡大しているとし、百貨店やコンビニエンスストアを中心に食料品等は堅調に推移しており、自動車販売や県内観光事業も前年を上回るなどの好材料がみられているが、住宅投資・公共投資は弱含みに推移しており、設備投資も前年より大幅に増加しているが当初計画に対して下方修正を行うなど、都市部との格差に対する不安材料も顕在化しつつあります。

昨年6月に成立した「働き方改革関連法案」が本年4月より施行されることや、国連総会で確認された「持続可能な開発目標（SDGs）」として設定された17の目標の達成など、県内労使を取りまく環境は、あらたな領域へとその一歩を踏み出す年となります。

私たち連合山梨は、「賃上げ」の流れの拡大と「働きの価値に見合った水準」を追求し、すべての労働者の立場にたった働き方の実現を目指すとともに、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して取組みをすすめて参ります。

連合山梨の取組みに対し、ぜひご理解をいただき、以下の諸課題の実現に向けてご尽力いただきますようご要請申し上げます。

1. 働き方改革関連法案への適切な対応

(1) 時間外労働の上限規制の導入に対する取組み

- ①月45時間、年360時間との時間外の上限規制を遵守し、長時間労働の撲滅を目指すとともに、仕事と家庭などの両立を図るなど、労働者の働きがいにつながるよう配慮していくこと。
- ②時間外労働の適用が来年4月の施行となる中小企業に対しての周知指導についても徹底し準備期間を通じた対策を講じること
- ③日本記念日協会において3月6日が「サブロクの日」として設定されたこととあわせ、確実に適正な36協定を締結するなど集团的労使関係の構築に向けた労使協議を加速していくこと
- ④不払い残業を撲滅し、長時間労働を是正するための取組みを強化し、心身が共に健康でゆとりある生活を営めるよう会員企業に対して周知徹底を図ること
- ⑤改正法施行5年後まで適用猶予または除外となる事業や業務に対して業界団体を通じた考察を深めていくこと。また、労働協約による早期導入などについても労使で検討を進めて行くこと

(2) 年次有給休暇の確実な取得に向けて

- ①10日以上の子次有給休暇が付与される全ての労働者に対し毎年5日、時季を指定して与えることを義務づけていることから、これを履行推進していくこと
- ②有給休暇が申請しにくいといった文化を改め、働きがいのある社会生活が営めるよう働きかけを行っていくこと。

(3) 月60時間超の残業に対する割増率の引き上げ

- ①割増賃金50%以上となる場合の中小企業に対する猶予措置(25%)が廃止され、2023年4月1日より適用されることから、この周知徹底を図ること
- ②長時間労働是正の観点からも、現在の業務内容や要員配置を適正に見直すといった対策を行うなど、長時間労働の撲滅に向けた取組みを強化していくこと

(4) 正規・非正規の不合理な待遇差の禁止

- ①厚労省から示された同一労働・同一賃金ガイドライン案を基に不合理な待遇差の是正にむけた取組みを進めること
- ②均衡待遇、均等待遇などについて不合理または差別的と思われる取扱いがある場合は速やかに改善するなどの対応を図ること。

2. ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて

(1) 過重労働防止に向けた総労働時間等の縮減

- ①総労働時間の縮減を進めることによる「社会生活の時間」の充実を進め、生産性の向上とワーク・ライフ・バランスの社会の実現に向けた働きかけを行なうこと。
- ②労働時間に関する労使の協定化を進め、特別条項付き36協定の適切な上限時間の設定や適用に対する事前協議、勤務間インターバル規制（原則11時間）の導入など過重労働対策を進めること。

(2) 男女平等課題への取り組み

- ①育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法など両立支援の促進を図るとともに、女性の活躍推進法の成立による女性の昇進・昇格、給与・処遇等に対し差別が発生しないよう配慮すること。
- ②両立支援の促進に向け、改正育児・介護休業法の定着を目指し、周知を徹底するとともに、マタハラなどを防止する取り組みについて会員・企業に働きかけを行なうなど、妊娠・出産等による不利益取り扱いの禁止について徹底すること。

3. 適正な水準への最低賃金の早期引き上げ

(1) 地域別最低賃金の早期引き上げ

- ①山梨県の地域別最低賃金は現在810円となっているが、「できる限り早期に、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円を目指す」との政労使による雇用戦略対話合意を重く受け止め、引き続き対応を図ること。
- ②最低賃金以下で労働させる事の無いように指導・周知を徹底すること。最低賃金近傍で働く労働者に対しても、安心して生活できる水準となるよう働きかけを強化すること。

4. 外国人技能実習制度の適正な実施

(1) 制度の本旨に沿った運営への適切な対応

- ①技能実習生が実質的な低賃金労働者として扱われることとならないよう会員企業に対し経営者としての責務と法令遵守の重要性について落とし込みを図ること。
- ②開発途上国への技能移転との主旨について遵守させるとともに、不適切な運営等が行われないよう会員企業に対し指導及び育成を図ること

《参考》

○包摂的な社会

社会的包摂（しゃかいてきほうせつ）あるいはソーシャル・インクルージョン（英: social inclusion）とは、社会的に弱い立場にある人々をも含め市民ひとりひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。社会的排除（しゃかいてきはいじょ）の反対の概念。

○36の日

36の日（サブロクの日）とは、日本の記念日。毎年3月6日。

「1日8時間 1週40時間」を超えて残業させたり休日出勤させる場合は、36協定を結ばなければならないことを社会に広めるために定めたもの。「長時間労働を是正して、すべての職場でより良い働き方を実現していくためには、36協定の適切な締結が絶対に必要」との思いが込められている。

連合はこのサブロクの日を通じてより多くの方々に「働き方」に対してしっかりと考えるきっかけとし、36協定を広く浸透させていきたいと考えています。そして「Action! 36」の取組みとして各団体と広く連携し長時間労働の是正を目指して行きます。